

老化の多様性に配慮した講習内容の充実

自由学園最高学部講師
溝 端 光 雄

高齢者講習をめぐる道交法改正経緯の要点

平成5年(1993)道交法改正

- ・71歳以上の免許証有効期間を3年間に据え置き
(リット制を導入し、一般の有効期間を5年に延長)

平成9年(1997)道交法改正 *)20年前

- ・**高齢者講習(75歳以上)の導入(平成10年から施行)**
- ・高齢運転者標識の表示の努力義務(75歳以上)
- ・運転免許証の自主返納制度の導入



座学



動体視力
夜間視力
(暗順応計測)

平成13年(2001)道交法改正

- ・**高齢者講習**と高齢運転者標識表示の
対象年齢を引き下げ(70歳以上)



運転適性
検査器

平成19年(2007)道交法改正

- ・講習予備検査(認知機能test)の導入
(75歳以上, H21(2009)年6月1日から施行)
(・施行と同時に高齢者講習に**視野検査**を導入)
- ★高齢運転者標識表示の義務化(75歳以上)×施行中止



実車走行
(所内)



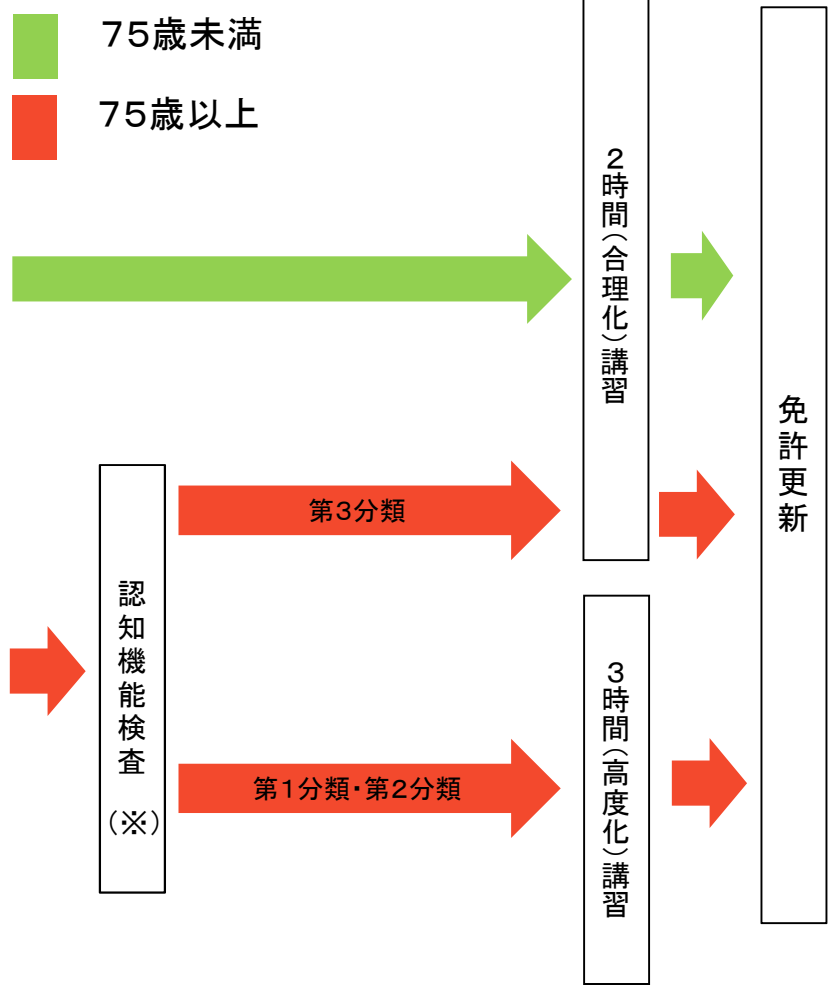
H23(2011)年2月1日 施行

平成29(2017)年03.12. 改正法施行 ※新・高齢者講習

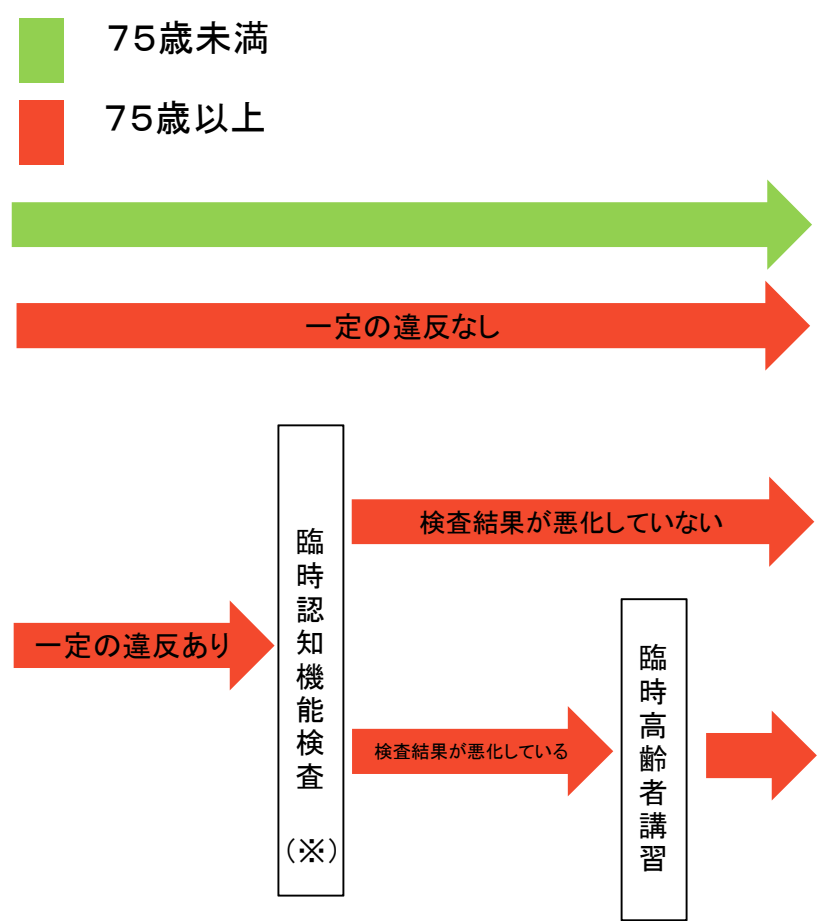


活老生活は長生きの秘訣

高齢者講習の流れ(免許更新時)



高齢者講習の流れ(免許更新時以外)



◆道路交通法第103条(免許の取消し、停止等)
一号の二 認知症であることが判明したとき。

(※)更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で第1分類と判定された場合、臨時適性検査を受け、又は医師の診断書を提出することとなり、認知症と診断されれば、免許の取消し等がなされる。

●臨時適性検査と医師の診断書

・この診断書作成に伴う混乱の回避

(第1回:本間先生のご意見などをめぐる私の理解)

⇒診断書のフォーマット、かかりつけ医の研修制度

※診断書の信頼性確保、特に軽度認知障害の場合は？

⇒医師と患者の信頼関係に生じる混乱

※現在の診断担当の医師は、どう選ばれて、どう依頼されているのか？

地域で診断を担当される医師数は十分なのか？

●老化は多様で、認知症だけではないのでは？

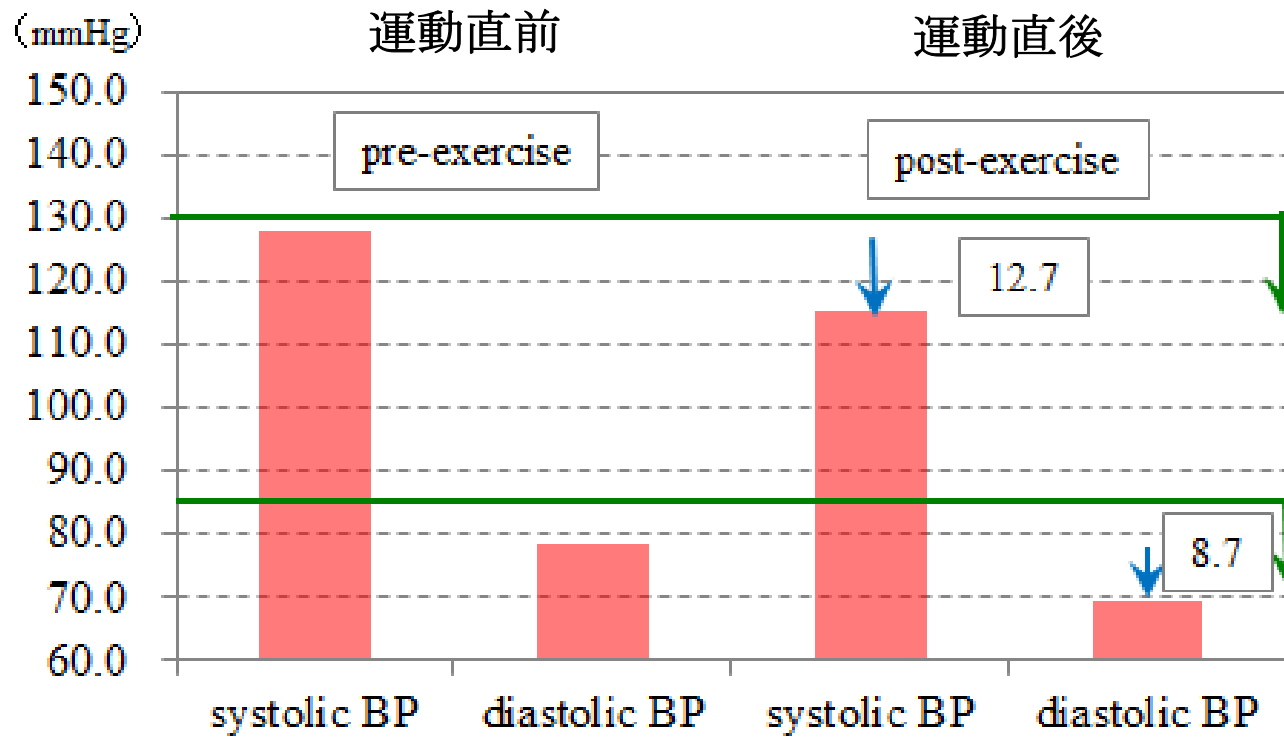
⇒ブレーキ・アクセルの踏み間違い防止

～高度化講習の映像教養：ロコモ予防の効果映像

～ロコモ予防訓練を促す仕組みとの連携？

⇒動体視力・夜間視力の衰え：昼間限定、運転エリア限定？

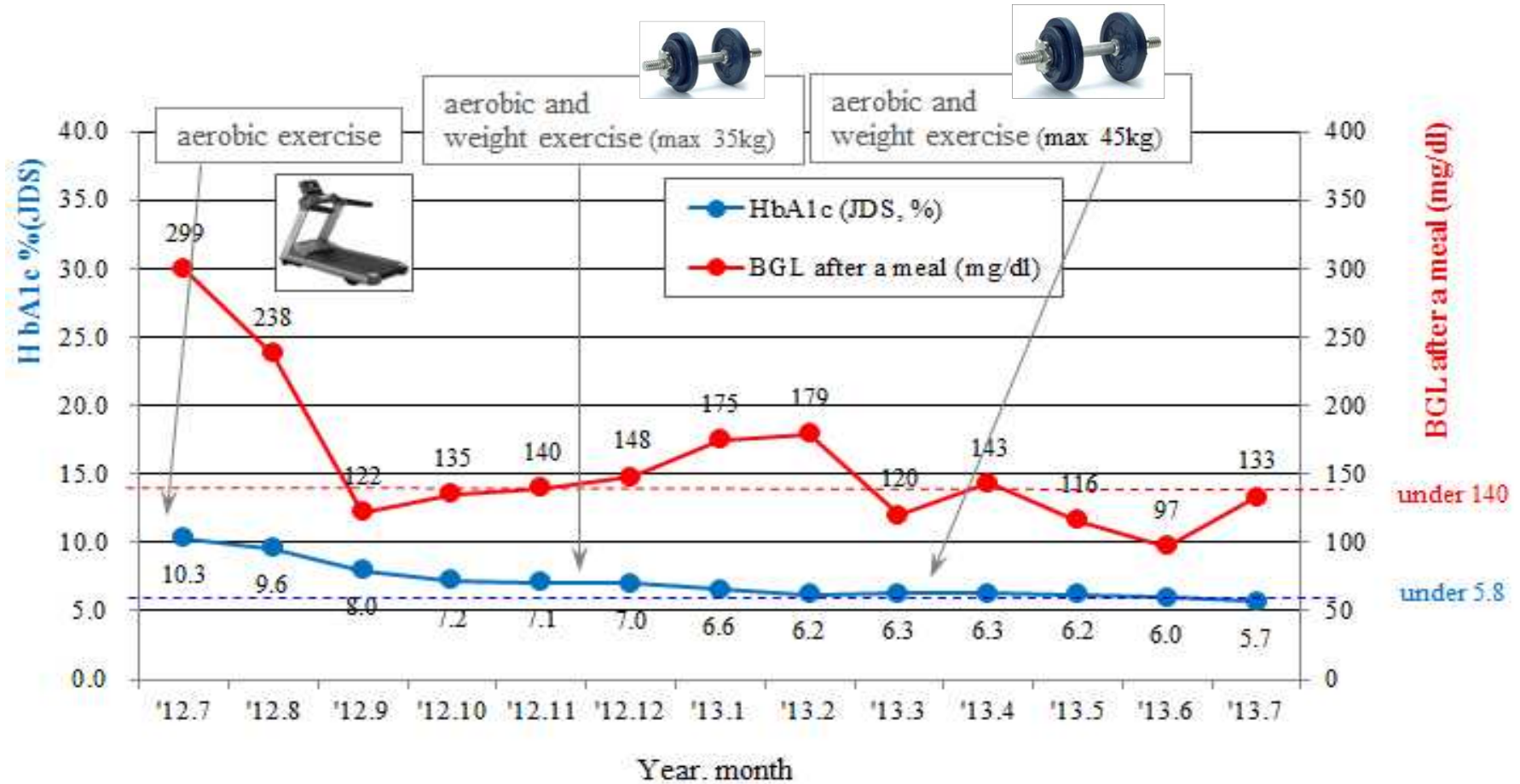
運動(筋トレ1時間+有酸素1時間)による、
直前・直後の血圧低下:概ね10mmHg



運動の直前直後の血圧値

運動(筋トレ1h+有酸素1h;2回/週)

による HbA1c と 血糖値 の変化



活老生活は長生きの秘訣